

案件概要表

派遣国名	グアテマラ
協力対象国名	グアテマラ
指導科目	算数数学教育アドバイザー
指導科目（英）	Math Education Advisor
所属機関	教育省
所属機関（英）	Ministry of Education
任地 ※全角カナ	グアテマラシティ
派遣予定 M/M	14MM

当国においては 1996 年の内戦終了後、基礎教育の立て直しが図られ、2000 年代前半にかけて就学率が大幅に改善した。一方で、2001 年に実施された国家学習達成度評価プログラムの結果、児童の基本的な知識に係る習熟度は非常に低いことが明らかになった（初等 3 年生：読み書き 55.3%、算数 46.1%、初等 6 年生：読み書き 48.5%、算数 59.3%）。

かかる状況に対し、我が国は青年海外協力隊チーム派遣や技術協力プロジェクトを実施し、同国の初等算数教育の質の改善に努めてきた。JICA プロジェクトにて開発された算数教科書が 2010 年に全国配布され、2013 年に行われた学力比較地域調査（UNESCO の一組織 LLECE 実施）の結果では、2006 年の同調査結果に比較し、3 年生と 6 年生の算数テストでは成績が大きく伸びたことが確認されている（3 年生：+43.59 点（2006 年：457.1 点 / 2013 年：500.69 点） / 6 年生：+32.17 点（2006 年：455.81 点 / 2013 年：487.98 点））。

要請背景

また、2016 年からは、初等教育からの一貫性に欠け、国家学習達成度評価結果が芳しくない中等数学において数学教育の質の改善プロジェクトを実施し、系統的で分かりやすい前期中等 3 学年分の数学科教科書・教師用指導書の開発と同教材活用のための教師教育の支援に取り組んだ。この結果、グアテマラにとって初の国定数学教科書が完成し、学習者は、一定の質を確保した共通の学習教材を使用して学習できるようになった。

上記の通り、当国の算数・数学教育の質は改善されつつあるものの、2018 年の途上国向け国際学力調査（PISA-D）結果ではラテンアメリカ平均より、特に算数・数学知識において低く、基礎的習熟度レベルに到達していない生徒は 89%にも上る。

当国の算数・数学教育の質の改善のためには、学校現場にお

	<p>ける教科書・指導書の活用の定着を進めると同時に、教員に対する研修システムの改善などに取り組む必要がある。このため、当国の算数・数学教育の向上に資する提言・提案を行うことが可能なアドバイザーの派遣が求められている。</p>
<p>派遣の目的</p>	<p>初等・中等前期教育段階において、開発済の国定教科書・指導書の活用策及び教師教育制度の強化策が提案されることにより、算数・数学教育の質の改善に向けた体制が強化される。</p>
<p>期待される成果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 初等算数と中等前期数学の教科書・指導書の有効活用策が提案される。 2. JICA プロジェクトで開発した算数・数学の教科書・指導書が効果的に活用されるような教師教育制度の強化策が提案される。
<p>活動内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. 算数・数学教科書と同指導書の配布・使用状況に関する情報を収集・分析する。 1-2. 1-1. の活動と協力校を対象とした定期モニタリングを通じて算数・数学教科書と同指導書の活用状況を把握し、優良事例や課題を取りまとめる。 1-3. 1-1. と 1-2. の結果に基づいて改善策を取りまとめる。 2-1. 教員養成・教員研修制度の現状と課題について情報を収集・分析する。 2-2. 教科書と指導書を活用して、学習者の学びの改善を実現させる上での教師教育制度に関する課題を抽出・分析する。 2-3. 2-1. と 2-2. の結果に基づいて改善策を取りまとめる。 3-1. 活動 1-1. ～2-3. で得られた知見を中米域内関係者と共有する。

以上

案件概要表

作成日：2021年2月12日

業務主管部門名：グアテマラ事務所

1. 案件名

国名：グアテマラ共和国（グアテマラ）

案件名：地域警察プロジェクト

Community Police Project

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における市民安全（警察）セクター/グアテマラ市の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

グアテマラでは1996年に内戦が終結し、和平合意が締結された。その際、国家警察と国境警備隊は廃止され、代わりに市民の安全保障を目的とする、国家文民警察（PNC）が1997年に新設された。しかしながら、現在、国内の治安はホンジュラス及びエルサルバドルと並び、麻薬組織や若者を中心としたギャング集団による強盗、殺人、恐喝、窃盗等の問題を抱えている。国連のデータによれば2011年の10万人当たりの殺人発生件数は38.6件であり、2019年には21.5件まで減少したものの、一般犯罪が常態化し、組織犯罪や女性が被害者となる事件も多く、市民への脅威となっている。また、1996年まで警察組織は軍事独裁政権下で人権侵害にも加担しており、市民の中では慢性的な不信感が一般化していたため、市民からの信頼獲得も地域警察を進めていく上での課題の一つであった。

治安改善は政権交代に関わらず、一貫して政府の最重要政策の一つと位置付けられ、警察官の増員をはじめとした治安対策が進められてきた。2032年までの国家開発計画「K'atun Nuestra Guatemala 2032」の5つある主軸のうちのひとつ「基本的人権の保障と開発主導者としての国家」においても、2032年までに10万人当たりの殺人件数を10件まで低減させること、また、そのための活動のひとつとして治安を担う政府機関の「防犯」への取り組みを重視することが明記されている。長期的な治安分野の政策「暴力・犯罪防止、市民の安全、平和的共存のための国家政策2014-2034」においても、「防犯」に大きく重心を変えた社会包括的な治安改善を進めることが明記された。具体的な取り組みとしては、2014年には防犯にシフトした社会包括的な治安改善を進めるため、「統合的地域警察モデル（MOPsic）」

(PNC 承認第 006-2014 号) が承認され、PNC 防犯副総局が中心となり、従来の事件対応を中心とした治安対策から、防犯重視の治安改善への転換を目指してきた。2020 年 1 月に発足したジャマテイ政権は、「50 の目標」において 2023 年までに 2019 年比で殺人率を 8.8%減少させること、警察官を 5000 人増員すること等を掲げており、治安改善を重要課題の一つとして位置付けている。

こうしたなか、JICA は 2016 年から 2019 年まで技術協力プロジェクト「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」(ブラジルとの三角協力) を実施し、パイロット警察署(4 か所)の警察官及び全国の警察幹部に対して人材育成を行い、MOPSIC の普及と強化に取り組んできた。これまで防犯に関連する業務は PNC 内の防犯副総局が担ってきたが、同プロジェクトではオペレーション副総局に属する警察官の地域警察業務(地域社会との共存・協力・連携における犯罪抑止を目的とする様々な活動)も強化した。その結果、防犯、捜査、取り締り、検挙と部署間連携も生まれ、コミュニティにおける地域警察活動数も飛躍的に伸び、住民からの信頼が向上したことで情報提供も増加し、犯罪の抑止や殺人件数減少にも繋がっている。

しかしながら、パイロット警察署によって活動レベルや取り組みに差があることに加え、プロジェクトの対象地域が限定されていたことから、一部地域では成果を出しているものの、県レベルでは未だ地域警察の概念の実践度・認知度が低いのが現状である。従って、本プロジェクトでは、引き続き「統合的地域警察モデル(MOPSIC)」に則った統一的な地域警察活動を現行のパイロット警察署を中心に展開するとともに、そのモデルを首都圏の他の地域にも拡大する。更に研究・養成副総局の教育カリキュラムに地域警察の単元を組み入れ必修化することで PNC 警察官全てが地域警察業務を習得し、プロジェクトサイトに限定せず地域警察の普及・定着が進められる仕組みを構築する。また広報課、その他関連部署とも協力し、地域住民の警察のイメージを改善していく中で、地域警察の普及・推進を図る。

※地域警察活動とは警察と地域住民との信頼関係を構築し、「地域の安全は住民と共に守る」ことを意識づけ、防犯に主眼を置いた活動。

(2) 市民安全(警察) /グアテマラに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

グアテマラ政府が治安の改善を重要課題の一つとして位置付けていることに鑑み、対グアテマラ国別開発協力方針(2017 年 9 月)の留意事項において、治安対

策への取り組みを可能な範囲で支援することとしている。2016年から2019年まで技術協力プロジェクト「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」（ブラジルとの三角協力）を実施した。

加えて、本事業は治安の改善を目指すグアテマラの政策にも合致するものであり、SDGsゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール16「平和と公正をすべての人に」にも貢献する。

JICAは、事業戦略「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に関し、クラスター・アプローチの下、「法の支配の実現」を通じて市民の基本的な権利を保障する取組の一環として、警察の能力強化を位置付けている。中南米地域では、JICAが長年に亘って協力してきたブラジルをパートナーとした三角協力を複数の国で展開し、協力実施国の国内における地域警察の導入・普及を支援してきた。同時に、協力実施国を中心とした経験共有ネットワークの構築を促し、地域警察の自立的な展開による治安改善と安全な社会の実現に貢献することを目指している。本事業は、世界的に見ても治安状況が特に深刻な中米の北部三角地帯に位置するグアテマラにおいて、地域警察モデルの構築・普及を通じて治安改善に貢献するとともに、同国が、中南米地域における地域警察の自立的な展開の基盤となる経験共有ネットワークの中核国となることを支援するものである。

(3) 当該セクター／地域における他の援助機関の対応

JICA 帰国研修員が中心となって作成した「統合的地域警察モデル（MOPSIC）」のマニュアルがアメリカ合衆国国際開発庁（USAID）の資金援助により印刷された他、同国国務省麻薬・法務執行局（International Narcotics and Law Enforcement Affairs Office (INL)）の支援により、治安改善を目的としたMOPSICの強化が行われてきたが、現在は同国によるPNCへの直接的な支援は低迷しており、PNCに技術支援を行っているのは日本政府のみである。韓国国際協力機構（KOICA）は過去にはPNC犯罪捜査副総局への専門家派遣も行っていたが、現在は警察学校施設における講堂建設を行っている。

JICA プロジェクトの成功事例が呼び水となり、監視カメラ設置やコミュニティ開発を支援するグアテマラ民間企業や財団の支援も増加しつつある。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、グアテマラ県において、地域警察にかかる実施体制の整備、警察官教

育カリキュラムの強化、警察官の能力強化、広報活動の強化を行うことにより、国家文民警察における地域警察活動の普及・定着を図り、もって治安の改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

グアテマラ県内 55 か所の警察署出張所管轄区域

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：国家文民警察

最終受益者：グアテマラ県地域住民

(4) 総事業費（日本側）

約 3 億 5 千万円

(5) 事業実施期間

2021 年 2 月～2026 年 2 月を予定（5 年間）

(6) 事業実施体制

国家文民警察（PNC）を直接のカウンターパートとするも、PNC は内務省の管轄機関であるため、案件実施においては常に内務省からの協力を得るものとし、プロジェクト・ダイレクターは同省副大臣が担い、グアテマラ政府としてのプロジェクト全体の意識決定責任者となる。「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト（2016-2019）」で作成したガイド教材 7 種が PNC 公式教材として承認されたため、同教材を核とした国内研修（警察幹部研修、警察学校における警察官育成含む）を実施し、警察官の能力強化を図る。

JICA 本邦派遣専門家は業務調整役としてグアテマラ、ブラジル、日本の各国のカウンターパートとの調整を行い、PNC より配置されるプロジェクトチームとともにプロジェクトを円滑に運営する。

また、半年に一度、プロジェクト実施と進捗管理を目的とした合同調整委員会（JCC）を開催し、プロジェクトの活動計画の確定や変更の承認、全体の進捗のモニタリングを行う。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 24M/M）： 地域警察/業務調整専門家

（注）専門家はプロジェクトの初期に派遣され、プロジェクト体制作りを行いながら、カウンターパート及びローカルコンサルタントにプロジェクト運営の技術移転を行う。

- ② 現地コンサルタント契約費用
- ③ 研修員受け入れ：約 400 人（第 3 国研修（ブラジル）、本邦研修）の日当、宿泊費、航空券等
- ④ 国内研修費
- ⑤ 帰国研修員支援経費
- ⑥ 機材供与：バイク、監視カメラ、COVID-19 対策衛生用品
- ⑦ プロジェクト執務室備品経費

2) グアテマラ国側

- ① カウンターパートの配置（プロジェクトチーム設置含む）
- ② 案件実施のためのサービス（水、電気、インターネット等）や施設の提供
- ③ 専門家及び現地コンサルタントのための執務スペースの確保

3) 第三国（ブラジル国）側

- ① グアテマラにおける地域警察普及に関する技術支援
- ② ブラジルでのグアテマラ人研修員の受入れ及び研修実施
- ③ 地域警察促進のための必要な活動費

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・技術協力プロジェクト「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」（2016-2019）
- ・課題別研修「地域警察」

2) 他援助機関等の援助活動

他援助機関の活動内容については「2.（3）当該セクター／地域における他の援助機関の対応」参照のこと。現時点では JICA、KOICA 及び USAID と正式な連携は取っていないが、今後の連携については治安分野のドナー会合等を通じて検討する。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項 N/A

3) ジェンダー分類【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>

防犯においては、地域住民の協力が不可欠であり、とりわけ女性住民との信頼関係構築が重要となっている。犯罪被害者の多くが女性であり、女性警官による市民対応が求められている背景を踏まえ、近年、女性警官の採用が増加傾向にある。本案件では、女性警官の女性被害者への対応能力強化等に取り組む予定である。

また PNC 内部にジェンダー平等の意識は共有されているものの、いまだジェンダー格差は残っているため、PNC 内に設立する教育体制にはジェンダー平等に配慮する。

(10) その他特記事項

COVID-19: 適切な衛生環境の整備や状況分析を行いマスク、フェイスシールド、消毒の徹底の対策をとる。プロジェクト実施に際しては、第三国専門家派遣、日本人専門家派遣の時期や研修の実施方法や実施場所に影響を与える可能性はあり、プロジェクトの進捗や当国の状況に応じて定期的な計画見直しを行う。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

犯罪件数が減少し、治安が改善される。

指標及び目標値：

1-1. プロジェクトサイトにおける地域警察活動が70%増加する。

※事業1年目に収集するベースラインデータと比較する。

1-2. プロジェクトサイトより広範かつ3年でインパクトが見込まれる妥当な範囲、または成果2（研修・養成副総局が策定した教育カリキュラム）の研修受講者に限定した範囲での警察活動が増加する。

※範囲はプロジェクト開始後可及的速やかに明確にする。

2-1. プロジェクトサイトにおいて以下のデータが改善する。

- 1) 犯罪統計
- 2) 地域警察業務に関する警察官の自己評価
- 3) 住民の意識調査

(2) プロジェクト目標：

国家文民警察（PNC）において、地域警察活動が普及・定着する。

指標及び目標値：

1. プロジェクトサイトの警察官の MOPSIC のマニュアル及び地域警察ガイドの理解度が 30%向上する。
2. 研究・養成副総局の養成課程、能力強化研修、及び専門課程に参加した 90%以上の警察官が、地域警察の教育カリキュラムを受講する。

(3) 成果

- 成果 1：地域警察業務普及のための実施体制が整備される。
- 成果 2：研究・養成副総局の教育カリキュラムが強化される。
- 成果 3：プロジェクトサイトの警察官の地域警察業務能力が強化される。
- 成果 4：PNC による住民の警察へのイメージ改善及び警察官の意識改善のための活動が強化される。

(4) 活動

- 活動 1-1：8 名以上から構成されるプロジェクトチームが形成される。
- 活動 1-2：PNC 内の他の部局と組織内調整をするための内部体制が構築される。
- 活動 1-3：プロジェクトサイトにおける地域警察活動のモニタリングシステムが構築・実施される。
- 活動 1-4：教材ガイド改善のための作業部会が立ち上がり、必要に応じてガイドが修正される。
- 活動 1-5：フェーズ 1 及びフェーズ 2 における、PNC が実施した地域警察業務記録教材ガイド改善のための作業部会が立ち上がり、必要に応じてガイドが修正される。
- 活動 2-1：研究・養成副総局の人材育成課程のカリキュラムに地域警察の単元が

含まれる。

- 活動 2 - 2 : PNC 警察学校の新人警察官に対して地域警察コースを実施し、新人警察官の地域警察能力が強化される。
- 活動 2 - 3 : 警察官昇級コースにおいて地域警察の能力強化研修が実施される。
- 活動 3 - 1 : PNC 警察官幹部が警察官幹部向け能力強化研修を毎年受講する。
- 活動 3 - 2 : 地域警察に関する研修を PNC 警察官が毎年受講する。
- 活動 3 - 3 : プロジェクトサイトの 100%の警察官が教材ガイドを使用した能力強化研修を受講する。
- 活動 3 - 4 : プロジェクトサイトにおける地域警察活動のデータが半年ごとに収集される。
- 活動 3 - 5 : 地方行政、民間及び公的セクターと協力し防犯活動を実践する。
- 活動 4 - 1 : プロジェクトサイトにおけるベースライン調査として、住民意識調査及び警察官の自己評価が実施される。
- 活動 4 - 2 : プロジェクトサイトにおけるエンドライン調査（終了時評価に含まれる）として、住民意識調査及び警察官の自己評価が実施される。
- 活動 4 - 3 : PNC 広報部所属の警察官が地域警察に焦点をあてた広報及び戦略的コミュニケーションに関する能力強化研修を受講する。
- 活動 4 - 4 : PNC のソーシャルメディアに地域警察関連の記事を掲載する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特記事項なし。

(2) 外部条件

PNC にて地域警察の政策及び体制に係る大幅な方針（※）変更がなされない。

※「統合的地域警察モデル（MOPSIIC）」（PNC 承認第）006-2014 号）に則り、従来の事件対応を中心とした治安対策から、防犯重視の治安改善を PNC 防犯副総局が中心となって取り組む。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ブラジル連邦共和国「地域警察活動プロジェクト」では、長期専門家の人数が少ないプロジェクトにおいては、プロジェクトの意思決定や情報共有、プロジェクト管理について、カウンターパート、JICA が参加する形で、スムーズで透明性の高いプロジェクト管理を行えるよう体制や方法を検討する必要があるとの教訓が得られている。本事業において、専門家や現地コンサルタントのみならず JICA 事務所

が長期的視点をもって積極的に関係者を支援・調整する。PNC 本部及びプロジェクトサイトとなる警察署や地域警察活動の視察等を通じて、進捗状況を確認するとともに関係者（警察官、関係機関職員、住民）の内発的動機付維持・向上に努める。

7. 評価結果

本事業は、グアテマラ国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、地域警察活動の推進を通じて治安の改善に資するものであり、SDGs ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール 16「平和と公正をすべての人に」にも貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。可能な限り定量的評価も導入し、プロジェクトによる介入の効果を客観的に計測、評価できるような手法を検討する。ただし、ランダム化比較試験のための大規模な評価調査導入を意味するものではない。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 12 か月以内	ベースライン調査
事業開始 30 か月以内	中間レビュー
事業終了前 6 か月以内	終了時評価（エンドライン調査含む）
事業完了 3 年後	事後評価

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報

1) 相手国における広報

本案件における「広報」は、活動 4 に関連し、プロジェクト目標達成のために不可欠である。相手国及び第三国（ブラジル）の地元大手メディア、PNC 広報課等と連携し積極的な広報を実施することにより、裨益者である住民に対する本事業の認知度の向上のみならず、C/P 機関の主体性を醸成することに繋がり、本事業の開発効果を高めることに寄与する。また、当国における治安の改善は政権の優先課題の一つであり、グアテマラ国民の関心も高い。広報をプロジェクトに内製化し、戦略的な広報を行うことで事業のインパクト拡大を図る必要がある。

2) 日本における広報

ブラジルで浸透している日本モデルをベースとした地域警察の取り組みが当国でより広範囲に亘って実施され、治安改善に貢献することは、三角協力の優良事例として広報上、効果が高い。本プロジェクトの実施中また実施後、適宜日本メディア向けプレスリリースを行う。

3) その他

必要に応じて、中米域警察案件や中米統合機構（SICA）との広報における連携を図り、地域公共財としての域内展開を視野に入れる。

(2) 広報計画

プロジェクト広報計画を策定する。

10. 備考

特記事項なし。

以上

案件概要表

技術協カプロジェクト 2019年02月27日 現在
主管区分：本部主管案件
人間開発部

案件名 (和) 妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト
(英) Project for Maternal and Child Health and Nutrition Improvement

対象国名 グアテマラ

分野課題1 保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス

分野課題2

分野課題3

分野分類 保健・医療-保健・医療-保健・医療

プログラム名 貧困層の生活改善プログラム

援助重点課題 貧困地域の社会・経済開発

開発課題 貧困層の生活改善

プロジェクトサイト キचे県のキचे保健管区の10市及びイシル保健管区の2市

署名日(実施合意) (*) 2015年11月06日

協力期間 (*) 2016年06月2日 ~ 2020年06月1日

相手国機関名 (*) (和) 保健省ヘルスケア統合システム局、キचे保健管区事務所、イシル保健管区事務所
(英)

プロジェクト概要

・背景

グアテマラ国（以下「グ」国）は中米諸国の中で母子保健指標の改善が遅れており、妊産婦死亡率140（出生10万対）、新生児死亡率15（出生千対）、乳児死亡率25.8（出生千対）と全てにおいて周辺国のエルサルバドル国、ホンジュラス国、ニカラグア国よりも高い値を記録している（UNICEF,2014年）。グ国における妊産婦死亡の主要原因は、産褥敗血症や胎盤遺残、産後出血が多く、ほとんどが分娩中または分娩後に起因するものであることから、専門技能者による産前・分娩時・産後を通じた継続ケアが求められている。この傾向は、36年に及ぶ内戦の犠牲者や先住民

族が多く居住する西部地域において顕著となっている。また、グ国では49.8%の5歳未満児が慢性栄養不良の状態にあり、この値は中南米地域において最も高く、また世界では4番目に高い値（WFP,2014年）であることから、母子保健と併せて栄養改善への取り組みが急務となっている。グ国での栄養課題の特徴として、急性栄養不良が少なく、慢性栄養不良の割合が高いことが挙げられ、その要因は妊娠期の低栄養に由来する胎児期の低栄養、母乳育児の不徹底とその後の不適切な乳児補完食の摂取にあるとみられている。また、先住民と非先住民間での慢性栄養不良の割合は大きく開いており、先住民では69.5%、非先住民では35.7%となっている（WHO,2018年）。グ国内において特に栄養不良状況が深刻な県の一つが、先住民の多いキチェ県である。母子の健康及び栄養の課題に対して重点的な対応が求められる中、政策・戦略の策定、各施設が提供する保健医療サービスを示した規範・規程の制定、同規範・規程に基づくサービス実施の統括等を担う保健省は、第1次から第3次レベルの医療施設において母子・栄養サービスの強化を図っているが、プライマリヘルスケアサービスの実施を担う各県保健事務所管轄下において、また病院において、適切なサービスが十分に提供できておらず、未だ妊産婦と2歳未満児の健康・栄養状態が改善されていないことが課題となっている。グ国の国家長期開発計画（2014～2032年）で保健分野は開発重点分野「人々の福祉」に位置付けられ、母子保健及び栄養は優先事項とされている。また、2013年に開始された「飢餓ゼロ計画」では、4年間で5歳未満児の慢性栄養不良率を10%削減することを目標に掲げている。さらに、2014年に保健省は「国家保健戦略計画2014-2019」を策定し、重要分野の一つとして各施設での医療サービス及び医療サービス網の強化を挙げている。本プロジェクトは、これらの戦略に沿うものであり、対象地域において保健管区事務所の母子保健・栄養サービスの運営能力向上、保健医療施設における母子保健・栄養サービスの改善、コミュニティ活動の強化を通じ、妊産婦と2歳未満児に対する母子保健・栄養サービスが改善されることを目指した事業として位置付けられている。

- ・上位目標

- キチェ県において妊産婦と5歳未満児の健康・栄養状態が改善される。

- ・プロジェクト目標

- キチェ県対象地域において妊産婦と2歳未満児に対する母子保健・栄養サ

ービスが改善される。

・ 成果

成果 1：キचे保健管区及びイシル保健管区事務所の母子保健・栄養サービスの運営能力が向上する。

成果 2：三次保健医療施設と連携して、一次・二次保健医療施設の母子保健・栄養サービスが向上する。

成果 4：プロジェクトの結果が保健省の戦略実施において認知され、対外的に発信される。

・ 活動

0-0：先行プロジェクトのレビューによる現状分析調査、既存のガイドラインや教材等の調査、ベースライン調査、指標の設定を行う。

1-1：第一次・第二次レベル保健医療施設に対する母子保健・栄養サービスのモニタリング・スーパービジョンを定期的実施する。

1-2：5 歳未満児の急性栄養不良及び妊産婦の死亡症例検討会の結果を母子保健・栄養関連の活動にフィードバックする。

2-1：対象地域で使用されている言語を用いた教育教材と既存の教材を十分に供給する。

2-2：第一次から第三次レベル保健医療施設に母子保健・栄養サービスの改善に必要な基礎的な医療機材を整備する。

2-3：第一次から第三次レベル保健医療施設の保健人材に対する母子保健・栄養サービスに関する研修を実施する。

2-4：研修を実施後、研修受講者の知識及び技術を評価する。

2-5：妊婦の体格指数（Body Mass Index: BMI）に応じた妊娠期に適切な栄養（カロリーとタンパク質）に関する教育計画を提供する。

3-1：第一・第二次レベル保健医療施設と共に、コミュニティリーダーに対する母子保健・栄養研修を実施する。

3-2：第一・第二次レベルの保健医療施設と共に、コミュニティリーダーの母子保健・栄養関連の活動の実施を促進する。

3-3：定期的な会議等を通じて、コミュニティリーダーがコミュニティで実施した活動を発表する。

4-1：プロジェクトの成果を定量的・科学的に検証する。

4-2：保健省が開催する会議でプロジェクトの成果を発表する。

4-3：プロジェクトの成果を周辺国に発信する。

・投入

・日本側投入

- ①専門家：チーフアドバイザー/地域保健、母子保健、栄養改善、ヘルスプロモーション・住民参加、業務調整/研修計画
- ②現地活動費
- ③機材供与：母子保健・栄養関連機材、車輛等
- ④研修：母子保健・栄養など必要に応じて本邦研修、第三国研修

・相手国側投入

- ① 合同調整委員会および運営委員会メンバーの任命

(合同調整委員会)

プロジェクト・ディレクター：保健省ヘルスケア次官

プロジェクト・マネージャー：キチェ保健管区事務所長、イシル保健管区事務所長

大統領府企画庁、ヘルスケア統合システム局長、保健情報管理システム局長

(運営委員会)

キチェ保健管区事務所長、イシル保健管区事務所長、両保健管区の技術チーム、両保健管区病院長

- ② 本省と両保健管区事務所での執務スペースと基本的な執務備品の確保
- ③ プロジェクト事務所の光熱費
- ④ カウンターパート（両保健管区の保健人材）の人件費

・外部条件

グアテマラ政府にとって母子保健・栄養が優先課題であり続ける。

グアテマラ政府の保健における基本方針が継続する。

多数の研修受講者が異動しない。

実施体制

・現地実施体制

・国内支援体制 (*)

関連する援助活動

・我が国の援助活動

- ①技術協力プロジェクト「ケツアルテナンゴ県こどもの健康プロジェクト」（2005年～2009年）
- ②技術協力プロジェクト「ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト」（2011年～2015年）
- ③個別専門家「農業計画アドバイザー」（2013年～2015年）
- ④技術協力プロジェクト「地方自治体能力強化プロジェクト」（2013年～2016年）

現在実施中の援助活動である上記③④と、活動レベルにおける連携の可能性を検討し、我が国の援助活動の相乗効果を図る。

・他ドナーの援助活動

- ①PAHOは保健省監理調整部をカウンターパートとし、病院活動、サービス戦略、栄養改善における基準の見直しを行うとともに、低体重出生の診断について職員への研修を実施している。
- ②世界銀行はNGOのChild Fundを実施監理団体として、日本社会開発基金（JSDF）を活用し、子どもの成長改善（体の動き、認知、情緒等の発達改善）を目的とした親の能力強化プロジェクト（2015-2018年）を実施予定である。同プロジェクトの対象にはキチェ県の3市（サン・バルトロメ・ホコテナンゴ、サン・ペドロ・ホコピラス、パッツィテ）も含まれていることから、同市における活動内容に関しては調整・連携を図る。
- ③ユニセフの2015-2019年の活動対象地域は「飢餓ゼロ計画」優先市166市のうち130市である。調査時点において対象市が確定していない状況であったが、本プロジェクトの対象市の多くが含まれると推測されるため引き続き情報の共有を行う。「1,000日間の窓」の10の活動のうち、ユニセフが支援しているのは7つ（母乳育児の促進と支援、生後6ヵ月からの補完食の改善、手洗いを含む衛生習慣の改善、ビタミンA補給、下痢の治療管理における亜鉛の補給、食塩へのヨード添加によるヨード欠乏症の予防、主食への微量栄養素の添加）である。そのほか、成人と子ども用の身長計、体重計の供与も行っていることから、機材インベントリを作成して情報共有を行うことで、本プロジェクトとの重複を避ける。
- ④USAIDの活動対象地域は5県にまたがる30市であるが、本プロジェクトと重なる市は4市（ネバフ、サカプラス、サン・ミゲル・ウスパンタン、

チャフル)である。USAIDはコミュニティレベルを含む一次保健医療施設に対する支援(栄養教材、保健サービス提供、ボランティアの研修等)を行っているため、同一活動地域では、JICAが二次、三次の支援をすることで、相乗効果を促進する。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

1. 案件名

国名：グアテマラ共和国

案件名：

和名 中小企業の品質・生産性向上に係るファシリテーター能力向上プロジェクト第 2 フェーズ

英名 Project for Development of the Capacities of Facilitators for the Improvement of the Productivity and Quality of Small and Medium Enterprises Phase II

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクターの開発実績（現状）と課題

グアテマラ共和国（以下、「グアテマラ」）は人口 1,691 万人（世銀、2017 年）、GDP687 億 USD（IMF、2016 年）と、中米域内で最大の経済規模を誇り、実質 GDP 成長率は 2010 年以降前年比約 3%を維持している。産業の GDP 構成比は、製造業 17.66%、卸・小売 11.81%、サービス業 15.75%、農林水産業 13.46%、運輸・倉庫・通信 10.28%、住宅賃貸 9.84%、金融保険 6.18%、建設業 2.76%となっており（グアテマラ中央銀行、2016 年度）、特に農林水産業については 2001 年の 14%から減少するなど、産業構造転換が進んでいることがうかがえる。しかしながら貿易収支については、砂糖、コーヒー、バナナ等を中心とした農産品の輸出に対し、電気機器、ディーゼル、自動車、ガソリン、プラスチック製品等の輸入による赤字構造が定着し、IMF は赤字が 2018 年以降も GDP の 8%程度で推移すると見込んでいる（IMF4 条協議報告、2018 年）。このため、貿易の多角化、またそのための産業の高付加価値化が課題となっている。

グアテマラには約 14 万の企業が登録されており、うち 99%が中小零細企業に分類されている。同国統計局によると、中小零細企業における就業者数は全体の 85.8%を占めているが、中小零細企業連盟によると、中小零細企業の経済活動は GDP の 4 割を占めるにとどまり、雇用人口規模に対して、相対的に経済全体への貢献度が低いことがうかがえる。グアテマラ政府は、中小零細企業の活動を国の社会経済の推進力と位置付け、2012 年から 2016 年を対象とした政権公約「改革のアジェンダ」においても中小零細企業の振興を主軸である「競争力のある開発」に位置付けた。これにより、技術支援や資金アクセス改善等の支援が行われたが、当該セクターの競争力強化は依然として課題と認識されている。特に、中小零細企業振興を担う経済省（MINECO）の中小零細企業開発総局は、金融アクセスの改善、関係する国内外機関との調整、

企業技術の発展への貢献をミッションとしているが、企業の品質・生産性向上のための指導を行う「ファシリテーター」が不足しているため、全国的なサービス提供を見据えた人員体制構築が課題となっている。

(2) 当該国における民間セクターの開発政策と本事業の位置づけ

グアテマラ政府は、2014年に長期国家開発計画として策定された「カトゥン 2032」において、生産的経済活動を活性化するために、金融アクセスの平等化を優先課題として掲げており、特に農村地域、若年層、女性と併せて、中小零細企業に対する金融アクセスの平等化に重点的に取り組んできた。また、2016年に発足したモラレス政権は「国家一般政策（2016-2020）」を発表し、同国の生産構造の大部分を占める中小零細企業の振興を政策の柱のひとつとして位置づけ、中小零細企業への金融アクセス環境整備、中小零細企業人材企業家の能力育成や技術支援に向けた各種プログラムの充実化、より大きな企業との連結や市場へのアクセスを見据えた起業や共同組合結成の推進等を図っている。また経済省は、中小零細企業に必要な技術支援を提供する目的で、経営能力の向上を達成するために中小零細企業支援センターを設立し、全国展開を進めている。2016年以降、米州開発銀行（IDB）や欧州連合（EU）の支援を得て、これまでに11センターが設立されている。

(3) 民間セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対グアテマラ共和国国別開発協力量針（2017年9月）では、重点目標として「貧困地域の社会・経済開発」が定められ、中小零細企業を含めた経済開発への支援を行うことで、都市部との格差是正に貢献し、持続的・包摂的成長を促すとしている。また、対グアテマラ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2015年4月）においても「地域活性化」が重点課題と分析されており、中小企業振興に係る技術協力等を通じて貧困層の生計維持・向上を図るとしている。このことから、本事業はこれら方針、分析に合致する。

「地域活性化」プログラムでは、これまで主に以下の協力が実施されている。

- 1) 地場産業振興プロジェクト（2010年～2013年）
- 2) OVOP 地域広域アドバイザー派遣（2017年～2019年予定）

またコスタリカの国立工科大学品質生産センター（現コスタリカ国立技術大学品質・生産性センター（CECAPRO））を実施機関として、2009年から2013年にかけて実施された「中小企業の品質・生産性向上に係るファシリテーター能力向上プロジェクト」は、第三国研修の形態で38名のグアテマラ人ファシリテーターを育成している。

(4) 他の援助機関の対応

米州開発銀行（IDB）が、国家競争力プログラム（Programa Nacional de Competitividad de Guatemala, PRONACOM）をカウンターパート（C/P）として実施している借款案件「戦略投資及び生産転換支援プログラム」は、グアテマラ人企業家の取り組みを支援する一環で、11あ

る中小零細企業支援センターのうち、8センターの設立支援を行っている。また、欧州連合（EU）は、質の高い仕事を提供し若年層の生活の質を向上させることを目的として、「若年層雇用プログラム」を経済省と実施しており、3か所の中小零細企業支援センターの設立を支援している。この他、台湾（ICDF）は、「中小零細企業開発支援能力強化プロジェクト」（2014年～2018年）を通じて、中小零細企業を対象にブランドデザイン及び広報に関する能力強化を行うとともに、中小零細企業支援センターのアドバイザーを対象に起業に係る研修（アントレプレナーシップ・エコシステム、テスト・マーケティング、戦略的計画、起業支援、イノベーション、市場戦略情報等）を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、グアテマラにおいて、中小零細企業の品質・生産性向上を担うファシリテーターの育成と同人材の活用計画を策定することにより、経済省中小零細企業開発総局のサービス提供体制を強化し、もって中小零細企業に対する品質・生産性向上に係るサービスの持続性強化を図るものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

グアテマラシティ及び中小零細企業支援センター所在地（アルタ・ベラパス県、ケツアルテナンゴ県、サン・マルコス県、チキムラ県、バハ・ベラパス県）とする予定であるが、専門家着任後に決定する。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：経済省中小零細企業開発総局および中小零細企業支援センターの中小零細企業に対する技術支援を担当するアドバイザー

最終受益者：国内中小零細企業の経営者

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2019年7月～2022年6月を予定（計36ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）

54百万円（概算）

(6) 相手国側実施機関

1) 経済省中小零細企業開発総局 中小零細企業支援センター（CAM-PROMIPYME）

中小零細企業開発総局は、経済省の4総局のうち、中小零細企業開発を担う部署である。社会的及び環境面における責任に配慮しつつ、中小零細企業部門の生産性と競争力を強化するために、金融アクセス及び企業開発サービスを促進することをミッションとする。プロジェクト実施機関となる中小零細企業支援センターは、同総局の一部局であ

る企業開発サービス部の管理下にあり、中小零細企業に必要な技術支援の提供による経営能力の向上を支援している。現在のところ、全国各地に 10 センターが展開している。各センターでは、センター長（Director）のもと、シニア・アドバイザー、ジュニア・アドバイザー、事務員、実習生等が配置されている。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣
- ② 現地コーディネーター
- ③ 第三国研修経費（コスタリカ）
- ④ プロジェクト用事務機材

2) グアテマラ側

- ① プロジェクト・ダイレクター（経済省中小零細企業開発総局担当次官）
- ② プロジェクト・コーディネーター（経済省中小零細企業開発サービス局局长）
- ③ C/P（経済省中小零細企業開発サービス局中小零細企業開発担当者、中小零細企業支援センターのアドバイザー）
- ④ 執務室スペース（経済省本省）

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

- ① カテゴリ分類（A, B, C を記載）：C
- ② カテゴリ分類の根拠
- ③ 本事業は、産業人材育成にかかる技術協力であるため、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー平等推進/平和構築・貧困削減

特になし。

3) その他

特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

2.(3)のとおり、本プロジェクトではコスタリカの CECAPRO への協力を通じて育成された CECAPRO の人材を活用し、グアテマラの関係機関の能力強化を行うことが想定されている。同様に、先の「中小企業の品質・生産性向上に係るファシリテーター能力向

上プロジェクト」を通じて育成された 38 名のグアテマラ人のファシリテーターについても、現在、本プロジェクトの実施機関に所属する者はいないものの、活動に際してリソースパーソンとして活用することが期待できる。

- 2) 他ドナー等の援助活動
特になし。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

- ① 上位目標：グアテマラにおいて、中小零細企業に、品質・生産性向上に係る支援が継続的に提供される。
- ② 指標：毎年 XX 以上の中小零細企業が、中小零細企業の品質・生産性向上分野において育成されたファシリテーターによる支援サービスを受ける。

2) プロジェクト目標と指標

- ① プロジェクト目標：経済省主導の下で、中小零細企業の品質・生産性向上に係るサービスを提供する役割を担うファシリテーターの活用に係る実施計画が策定される。
- ② 指標：策定された実施計画が本プロジェクトの合同調整委員会（JCC）で承認される。

3) 成果

- ① 研修カリキュラム、研修スケジュール、研修教材を含む品質・生産性向上に係るファシリテーター育成のための研修プログラムが作成される。

<指標>

- 研修プログラムが本プロジェクトの合同調整委員会（JCC）で承認される。

- ② 中小零細企業の品質・生産性向上に係る支援サービスを提供できるファシリテーターが育成される。

<指標>

- ファシリテーター研修受講者のうち、XX 人以上が能力評価認定を受ける。

4) 活動

- 1-1. 品質・生産性向上に係るファシリテーター研修の受講候補者選定のための基準を設定し、設定された基準に従いファシリテーター候補を選定する。
- 1-2. OJT の一環として支援サービスを提供する先の企業の選定基準を設定する。
- 1-3. ファシリテーター研修カリキュラムを作成する。
- 1-4. ファシリテーター研修用教材を作成する。
- 1-5. ファシリテーター研修の受講者の能力評価基準を設定する。

1-6. 育成されたファシリテーター活用のための実施計画（育成されたファシリテーターによる支援サービス提供のための実施体制・枠組み、支援サービス提供計画及びその予算計画等）を作成する。

2-1. 品質・生産性向上に係るファシリテーター候補者のための研修を実施する（選定された企業での OJT 含む）。

* 研修の 1 コールを 1 年半と想定しており、3 年の協力期間において同様の研修を 2 回実施予定。
1 回の研修における受講者数は、××名とする。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

グアテマラ政府の中小零細企業振興政策が維持される。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

致命的な経済危機が発生せず、生産性・品質の向上が活かされる経営環境と経済環境が維持される。

6. 評価結果

本事業は、グアテマラの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

2009 年から 2013 年にかけてコスタリカで実施された「中小企業の生産性品質向上に係るファシリテーターの能力向上プロジェクト」等では、実施機関である CECAPRO を通じ、38 名のグアテマラ人ファシリテーターが育成された。しかし、現在 38 名の内、本プロジェクトの実施機関である中小零細企業開発総局に所属する者はおらず、国内の中小零細企業に対する成果の再現が完全でない旨が、本プロジェクトの要請書で指摘されている。

(2) 本事業への教訓

本プロジェクトでは、ファシリテーター候補者の選定のためのクライテリア設定が予定されていることから、育成後のサービス提供の持続性に配慮したクライテリアを設定するよう留意する。また活動の一環として、育成されたファシリテーターの活用計画を策定予定であることから、C/P 機関に所属しないファシリテーターの活用を念頭に置いた計画策定を心がけることとする。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

事業開始3か月以内	JCCにおける相手国実施機関との合同レビュー
6か月ごと	モニタリングシート作成による合同モニタリング
1年ごと	JCCで進捗状況レビュー
事業終了6か月前	終了前JCCにおける相手国実施機関との合同レビュー
事業終了時	事業実施完了報告書

9. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

中小零細企業支援センターは、産学官民連携により、中小零細企業に必要な技術支援を提供することを通じて経営能力を向上させることを主目的としており、また経済省は同センターの全国展開を進めているため、広報材料としての有効性が高い。

(2) 広報計画

プロジェクトで広報方針について協議し、計画を策定する。

案件概要表

個別案件（専門家）

2019年03月15日 現在

主管区分：本部主管案件

中南米部

案件名	(和) 一村一品運動広域アドバイザー (英) Regional Advisor for One Village One Product Movement
対象国名	エルサルバドル グアテマラ、ホンジュラス
分野課題 1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	その他-その他-その他
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス
署名日(実施合意) (*)	
協力期間 (*)	2018年03月1日 ~ 2020年02月28日
相手国機関名 (*)	(和) 国家零細小企業委員会 (ES)、経済省 (GU)、大統領府 (HO) (英) CONAMYPE(ES), Ministry of Economy(MINECO, GU), President Office(HO)

プロジェクト概要

・背景

エルサルバドルでは、一村一品運動は地域の特徴を生かした地域ブランドの創出等を通じて地域経済の活性化に資する地域開発の取り組みとして、これまで82市において展開されている。同国では、国家零細小企業委員会（CONAMYPE）内に一村一品事務局が設置され、一村一品国家政策の策定（2016年10月）、一村一品実践マニュアルの策定（2017年3月）等、一村一品運動を促進するための政策面も含めた制度化が進んでいる。同時に、これまでの一村一品運動の成果も明確にすべく、社会経済インパクト評価の実施体制の構築も準備が進められており、雇用の創出や人づく

りの観点も含めた自立的且つ持続的な地域づくりへの一村一品運動の貢献度を図ることとしている。

グアテマラでは、技術協力プロジェクト「地場産業振興プロジェクト」（2010年～2013年）等を通じ一村一品運動が進められてきた。また、ホンジュラスでは、帰国研修員による実践等を通じて成果が発現しつつある。両国とも、面的な展開には至っていないものの、取り組み・成功事例が出始めており、今後、各国での定着・評価及び展開を図る段階に入る。

かかる状況下、社会経済状況や生産構造に多くの類似点がみられる中米北部3カ国（エルサルバドル、グアテマラ及びホンジュラス）において、地場産業振興や地域経済の活性化に向けて一村一品運動を促進させるために本要請がなされた。

本案件は、各国の一村一品運動の経験と特徴に加え、これまでの JICA による協力成果も踏まえ、各国における政策や課題などの実情に即した一村一品運動の展開を目指す。先行事例としてエルサルバドル CONAMYPE による一村一品政策及び社会経済インパクト評価分析制度と手法を他の2カ国あるいは中米地域内で経験を共有することで、域内での一村一品運動の更なる促進を図る。

・上位目標

中米北部3カ国において、一村一品運動を通じた地場産業振興や地域経済の活性化に向けた取り組みが広がる

・プロジェクト目標

中米北部3カ国において、地場産業振興や地域経済の活性化に向けて一村一品運動を促進する能力が強化される

・成果

1. 中米北部3カ国において、一村一品運動のパイロットプロジェクトを実施するための各国政府等による支援能力が強化される
2. 中米北部3カ国において、一村一品運動のパイロットプロジェクトの実践を通じて取り組み事例（経験と教訓）が整理される
3. 中米北部3カ国において、一村一品運動による社会経済インパクトを図るための体制が構築される
4. 中米北部3カ国の一村一品運動の実践と促進における取り組み事例（経験と教訓）が中米地域の各国に共有される

・活動

- 1-1. 中米北部 3 カ国における一村一品運動の促進に向け、C/P によるパイロットプロジェクトの対象地域及び関係者（中央・地方政府関係者、実施グループ）を特定するためのベースライン調査の実施を支援する
- 1-2. C/P とともに、中米北部 3 カ国及び各国での本案件の活動計画を策定する
- 1-3. C/P とともに、一村一品運動の基礎的概念、実施ガイドライン、手法（地域ブランド化、オンパク、道の駅等）等をテーマとしたトレーナーズ・トレーニングを実施する（必要な場合は、C/P もトレーニングの対象とする）
- 2-1. C/P とともに、中米北部 3 カ国の国ごとに一村一品運動のパイロットプロジェクトを選定する
- 2-2. パイロットプロジェクトに対し、C/P 等によるモニタリング及びサポートの実施を支援する
- 2-3. C/P による中米北部 3 カ国における一村一品運動の実践及び促進にかかる取り組み事例（経験と教訓）の取りまとめを支援する
- 3-1. 中米北部 3 カ国において、C/P による社会経済インパクト評価の実施体制の構築を支援する
- 3-2. 中米北部 3 カ国において、C/P による社会経済インパクト評価の実施を支援する
- 4-1. C/P による中米北部 3 カ国における一村一品運動の導入状況、取り組み事例（経験と教訓）及び社会経済インパクト評価の結果の取りまとめと同 3 カ国での共有を支援する
- 4-2. C/P 等による中米北部 3 カ国及びその他の中米地域に対する一村一品運動の経験の共有を支援する

・投入

・日本側投入

- ・長期専門家 1 名（エルサルバドルを拠点とする）
- ・3 か国における一村一品運動のグッドプラクティスにかかる技術交換や研修等にかかる費用
- ・専門家の活動展開にかかる業務経費

・相手国側投入

- ・C/P の配置

- ・ 執務室、移動手段の提供等

- ・ 外部条件

 - 対象 3 国における地場産業振興の促進にかかる方針が変更されないこと

実施体制

- ・ 現地実施体制

 - ・ エルサルバドル：国家零細小企業委員会（CONAMYPE）の一村一品事務局を要請・実施機関としつつ、他省庁及び地方自治体他とも連携する

 - ・ グアテマラ：経済省（MINECO）を要請・実施機関としつつ、農牧省（MAGA）や官公庁（INGUAT）、地方自治体他とも連携する

 - ・ ホンジュラス：大統領府（官房）が要請機関として調整を図りつつ、同大統領府の経済開発局、農牧局、司法・行政・分権化局、戦略・広報局の他、官公庁（IHT）、文化人類学・歴史庁（IHAH）、人材育成庁（INFOP）等を実施機関とし、地方自治体とも連携する

- ・ 国内支援体制（*）

関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

 - 1) 我が国の援助活動

 - エルサルバドル：

 - ・ 重点プログラム「東部地域開発プログラム」に位置づけられる各案件との情報交換や連絡調整を図っている

 - ・ 一村一品運動に関する課題別研修

 - ホンジュラス：

 - ・ 一村一品運動に関する課題別研修

 - グアテマラ：

 - ・ 「地場産業振興プロジェクト」を通じて、一村一品運動関連本邦研修に 46 名参加。高原地域先住民等小農生活改善に向けた農業技術普及体制構築計画プロジェクト（PROETTAPA）が国家農村普及システム構築に貢献し、全市に普及員配置を達成

- ・ 他ドナーの援助活動

 - エルサルバドル：台湾（ICDF）によるパイロット地域での特定地場産業の

品質改良にかかる技術援助の他、ルクセンブルグが資金援助
グアテマラ：ICDF による商品カタログ作成にかかる技術支援や経済省の
地方事務所建設に係る資金援助。EU による若年層雇用プログラムを通じ
た OVOP 実践マニュアル等の作成に係る資金援助

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

1. 案件名

国名：グアテマラ共和国（グアテマラ）、ホンジュラス共和国（ホンジュラス）、エルサルバドル共和国（エルサルバドル）、ニカラグア共和国（ニカラグア）、コスタリカ共和国（コスタリカ）、パナマ共和国（パナマ）

案件名：持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト

Project to Strengthen Capacities in the Elaboration of Regional Master Plan for Mobility and Logistics for Sustainable Regional Development in the Framework of Central American Economic Integration

2. 協力概要

(1) 事業の目的

本事業は、中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）加盟 6 カ国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）において、物流ロジスティクス開発マスタープランを策定し、その実施に資する組織強化と人材育成を行うことにより、マスタープランで提案された優先プロジェクトの実施を通じた物流ネットワークの強化や海外直接投資を促進し、もって COMITRAN 加盟国内及び各国間の貿易・経済活性化に寄与する。

(2) 調査期間

2019 年 6 月～2023 年 2 月を予定（計 44 か月）

(3) 総調査費用 約 6.6 億円

(4) 協力相手先機関

実施機関：本案件に係る意思決定は COMITRAN にて行い、中米経済統合一般条約常設事務局（Secretaría de Integración Económica Centroamericana（SIECA））がその事務局機能を担う。

関係機関：COMITRAN は中米 6 カ国の運輸系大臣によって構成されるため、各国の運輸系省庁が関係機関として挙げられる。具体的には以下の通り。

グアテマラ国通信・インフラ・住宅省（CIV）、ホンジュラス国インフラ・公共事業省（INSEP）、エルサルバドル国公共事業・運輸・住宅都市開発省（MOPTVDU）、ニカラグア国運輸・インフラ省（MTI）、コスタリカ国公共事業・運輸省（MOPT）、パナマ国公共事業省（MOP）

(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

対象分野：公共・公益事業（運輸交通）

対象規模：COMITRAN 加盟 6 カ国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）

裨益者：6 か国の総人口約 4730 万人

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

中米地域においてはこれまで域内関税撤廃、動植物検疫の統一化、物流ロジスティクスのマルチモーダル化構想など、様々な取り組みが、世界銀行、米州開発銀行（IDB）、国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）等の国際機関や米国、スペイン等の二国間援助を通じて実施されてきた。他方、こうした努力にもかかわらず、中米域内における貿易振興の現状や物流ロジスティクスの改善は十分とは言い難く、他地域に比べ著しく高い域内物流コスト（中米地域：US \$ 0.17/ km、米国・ブラジル：US\$0.0035/ km）、国境税関行政の非効率性、貧弱かつ老朽化した物流インフラ（道路、橋梁、港湾、空港等）など、高い物流コストと輸送のモードを中心に課題が多い。また、域内貿易は陸路に偏重し、代替輸送手段が未整備のままとなっており、更に主要モードとして従来の道路依存型から短距離海運へのシフトも検討されているが、進捗は芳しくない。

上記のような課題の解決に向けて、各国では回廊計画、港湾開発計画、及び国毎の物流関連計画が策定されているが、各国間の整合性が取れていない。また、地域統合的、セクター横断的な計画及び戦略は策定されていないため、結果的に、中米地域全体として合理的で連携の取れた事業の実施には至っていない。地域全体の戦略性を高めるためには、産業政策の方針を踏まえた地域全体の貿易活性化に資する計画の策定及び、事業実施段階での各国間の調整のための組織体制構築及び人材育成が必要である。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

中米 6 カ国で構成される中米経済統合一般条約常設事務局（SIECA）は、中米統合機構（SICA）傘下の中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）を通じて中米物流ロジスティクス地域政策フレームワーク（Política Marco Regional de Movilidad y Logística；PMRML）を策定した。同政策は、域内 6 カ国において各国がそれぞれの利益を優先して物流政策を進めるのではなく、各国間で政策レベルでの調和、体系化、統一を重要視しており、2015 年 6 月の SICA 首脳サミットではこれが地域経済統合の最優先課題であることが確認されている。本事業は、同政策の具体的実行に必要なツールとして位置づけられる。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

中米地域の物流ロジスティクス分野においては、主に IDB、ECLAC が中米 6 カ国に対し、SIECA を通じた地域協力を展開している。IDB は 6 カ国の国家物流ロジスティクス計画の策定支援及び地域レベルの中米物流ロジスティクス地域政策フレームワークの策定を支援し、また 2000 年代初頭よりメソアメリカプロジェクト（旧プエブラパナマ計画）の枠組みにてメソアメリカ横断国際道路回廊整備（RICAM）等のインフラ整備を実施中。また、ECLAC は、当該地域の物流ロジスティクスにかかる経済開発指標の整備と体系化を実施中である。

2015 年 5 月以降、JICA は SIECA が構成する物流ロジスティクスタスクフォースチーム（SIECA、6 か国政府代表、COMITRAN、IDB、ECLAC 及び JICA により構成）のメンバーとして各種会合に参画、情報共有・調整を行ってきた。政策策定及びインフラ整備は IDB が協力し、政策実行のために必要なマスタープランや組織体制強化及び人材能力開発は JICA が協力し、また経済開発指標の整備は ECLAC が協力するという大枠の整理がドナー間でできつつあり、これらアクションは定期的な大臣会合を通じ承認されてきたものである。

また各国レベルでは、IDB の協力を通じ、国家物流ロジスティクス計画（PENLOG）を策定中であり、各国レベルでの戦略的な計画策定を進めているため、本プロジェクトでもその取り組みとの整合性を保つことが求められる。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別分析ペーパー上の位置づけ

本事業は、開発協力大綱における以下の記載に合致した取り組みと位置付けられる（下線部分）。

- 「地域統合、国境を超える問題等への対応、地域機関との連携強化」
- 「現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。については、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を超える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになってきていることを踏まえた協力を行っていく。」
- 国際機関、地域機関等との連携：「また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。」

また、JICA の協力方針においては、2015 年 10 月に SICA と JICA の間で設定された「SICA-JICA 地域協力アクションプラン5 か年計画」における5重点分野の一つとして「物流ロジスティクス分野」が位置付けられており、これに基づき基礎情報収集・確認調査（2016 年 3 月～2017 年 2 月）、SICA 地域協力アドバイザー（2015 年 4 月～現在）による協力がこれまで行われてきた。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

1) マスタープランの策定

- (ア) 関係者内での物流改善への理解を深めることを目的とした技術セミナー（COMITRAN 加盟国及び SIECA を対象）の開催
- (イ) 社会経済概況、財務状況、自然条件の把握
- (ウ) 物流に関連する各国の既存戦略、政策、統計データ、関連法令等のレビュー・分析
- (エ) 交通・物流分野関係機関のレビュー（組織、人数、実施体制（官民の役割分担含む）、年間計画等）
- (オ) 交通・物流分野における他ドナーの活動状況、関連プロジェクトの調査
- (カ) バリューチェーンや主要産業の物流に係る課題及び物流産業における現状の調査・分析
- (キ) 交通・物流分野に関連する基準（道路基準等）の調査
- (ク) 交通・物流分野の予算状況の把握
- (ケ) 現状の交通データ・経済指標の調査・分析
- (コ) 交通・貿易 OD（起終点）調査の実施
- (サ) 交通・物流に係る需要予測の実施
- (シ) 交通・物流における課題・改善点の特定
- (ス) 将来の交通・物流網のビジョンの策定

- (セ) 交通・物流分野における戦略の代替案の提示
- (ソ) 戦略的環境アセスメントに係る調査の実施
- (タ) 各戦略の比較及び最適な戦略の特定
- (チ) 戦略実現に最適な優先プロジェクトの特定
- (ツ) 優先プロジェクトの実施に必要な資金メカニズム（PPP 含む）の提案
- (テ) プロジェクトの優先度、予算状況を考慮した実施計画の策定

2) 組織及び人員の能力強化

- (ア) 各国、地域レベルにおけるマスタープランの実施計画及び持続的なモニタリング計画の提案
- (イ) SIECA による組織能力強化の実施計画の提案
 - a) 物流関連データセット及び中米地域におけるデータアップデートの制度構築
 - b) 本邦研修、第三国研修（メキシコ）若しくは小規模な技術セミナーの開催を通じた地域人材の能力強化

(2) アウトプット（成果）

- 1) 持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープランの策定
- 2) マスタープランの実現のための組織、人員の能力強化

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

- 1) コンサルタント（10名、約 65.5MM）
 - a. 地域経済統合・統計・データ分析
 - b. 物流計画
 - c. 産業経済分析
 - d. 交通経済分析
 - e. 道路交通計画
 - f. 港湾・海運計画
 - g. 空港計画
 - h. 鉄道計画
 - i. 事業実施計画
 - j. 環境社会配慮

2) その他

- a. 機材供与

b. 人材育成のための研修

c. プロジェクト内で入手したデータの供与

5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標

物流ロジスティクスマスタープランで提案された優先プロジェクトの準備及び実施を通じて、物流ネットワークの強化が実現し、海外直接投資が促進され、域内・域外貿易の増大とCOMITRAN加盟国の経済が促進される。

6. 外部要因

(1) 協力相手国内の事情

- 1) 政策的要因：政権交代等による政策の転換により提案計画が形骸化しない。
- 2) 行政的要因：関係機関・省庁の権限が変更されない。関係機関の間で必要な調整が適切に行われる。
- 3) 社会的要因：甚大な自然災害や経済不況等、計画の前提となる経済・社会状況が外的要因により、大きく変化しない。

(2) 関連プロジェクトの遅れ：特になし。

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本調査で確認
- ④ 汚染対策：本調査で確認
- ⑤ 自然環境面：本調査で確認
- ⑥ 社会環境面：本調査で確認
- ⑦ その他・モニタリング：本調査で確認

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>

本事業では、計画策定に先立ち、現状分析を行う際には、地域開発におけるニーズが男女間で異なる可能性があることを念頭に置き、可能な限り男女別での統計データにあたるよう努める。更に、ステークホルダー会議に女性を含む多様な関係者が参加できるよう配慮する等、計画に女性の意見が適切に反映されるよう工夫する。

4) その他特記事項

特になし。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用

(1) 類似案件の評価結果

2014年度テーマ別評価「評価結果の横断分析：森林・自然環境保全分野における実践的なナレッジ教訓の抽出 ナレッジ教訓シート12（「複数機関」のプロジェクトへの関与）」からの教訓として、直接的なカウンターパート機関は特定されているが、関係省庁・関係機関等の関与が不可欠な場合においては、複数の関係機関との協議・調整が可能な意思決定の場/プラットフォームが必要である点が挙げられている。

(2) 本事業への教訓

本事業においては、SIECA の枠組みにおいて、加盟 6 カ国の運輸系省庁が活動することになり、意思決定の場/プラットフォームとしては、COMITRAN の既存の仕組み（大臣会合、技術委員会等）を活用することが必須となる。特に、本事業に関連する技術委員会である中米物流・ロジスティクス委員会（CTRML）を協力開始後早期に召集するとともに、CTRML の担当者とともにワーキンググループを構成し具体的な活動を展開するよう留意する。

9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標（提案計画の活用状況）

本事業完了 3 年後までに、物流ロジスティクスマスタープランにおける提案内容が、COMITRAN 含むマスタープランの関係組織の役割・計画・活動に反映されている。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了 3 年後 事後評価

10. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴（アピールポイント）

1) 相手国にとっての特徴（国・国民にとってのメリット等を記載）

SIECA 及び COMITRAN が最優先施策の一つに位置付けている物流ロジスティクス改善を組織・省庁横断的に推進する上で要となる事業である。物流改善に対する民間企業の期待も高いことから、政策及びその実施によるインパクトをタイムリーに広報することが求められる。

2) 日本にとっての特徴（活用する日本の技術・知識、日本の経済・社会に対するメリットを記載）

物流改善には日本の技術や知識の活用が期待されており、物流分野での民間企業進出にもつながること、また物流事業の改善によるビジネス環境整備は企業進出の拡大につながることから、事業計画・進捗は本邦企業に対しても発信する。

(2) 広報計画（広報上の取り組み案を記載）

物流ロジスティクス M/P 策定による政策の決定から優先事業の実施進捗、成果について、JCC 及び技術委員会（Technical Operative Committee（COT））等の会合の機会やプレスリリースにて国内外に情報発信する。

案件概要表

作成年月日：2019/9/11

業務主管部門名：北陸センター

課名：業務課

1. 案件名・実施団体名

国名：グアテマラ国

事業名・型名：草の根技術協力事業

案件名：(和名) ティカル国立公園への観光回廊における人材育成と組織化支援プロジェクト

(英名) Development of Human Resources and Support of Self-Organization Project in Tikal National Park Tourist Corridor

2. 事業の背景と必要性

世界遺産であるティカル国立公園の文化・自然資源を活用して周辺コミュニティの生活向上を目指すプロジェクトを実施したところ、研修受講による生活向上手段の習得や世界遺産に対する意識の変容で一定の成果を得られた。しかし、習得した技術で製作した製品を事業化するための住民グループの組織化、事業終了後も活動を持続するための体制作り、乱伐・火災からティカル国立公園内の熱帯林を守るために生物文化多様性の保全策が必要なことが認識された。それらの問題解決のために住民への人材育成と組織化の支援を骨格とした新たな活動が必要であると考えられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

ティカル国立公園の近隣住民が世界遺産を活用した生活向上や生物文化多様性に配慮した環境維持のための活動を行うと同時に、連携する諸機関と協力しながらその活動を自主的に継続してゆける体制を形成する。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名 南タンゲラン市、バリクパパン市、ボゴール市

(3) 本事業の受益者（本事業の対象となる人々）

1) 直接受益者：ティカル国立公園への観光回廊コミュニティの住民リーダー

2) 間接受益者：ティカル国立公園への観光回廊コミュニティの住民

(4) 総事業費（日本側）：97,758 千円

(5) 事業実施期間：2017年06月30日～2022年03月31日

(6) 事業実施体制

・現地実施体制

金沢大学

ティカル国立公園

農牧省 (MAGA)

フローレス市役所

観光庁 (Inguat)

野生動物保護協会 (WCS、Wildlife Conservation Society)

国立サンカルロス大学

デル・バジェ大学

UNESCO グアテマラ事務所

- ・国内支援体制

金沢大学

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

- ・プロジェクトマネージャー
- ・プロジェクトマネージャー補佐
- ・国内調整員
- ・国内協力員
- ・現地調整員
- ・現地協力員
- ・業務補助員
- ・コミュニティ開発/起業・経営管理/マーケティング専門家
- ・金沢大学教員
- ・短期コンサルタント

2) グアテマラ国側

- ・プログラム共同ディレクター (文化自然遺産局長)
- ・プログラム共同副ディレクター (人類学歴史学研究所長)
- ・公園技術スタッフ (ティカル国立公園)
- ・現地コミュニティ代表

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

2009 年よりプロジェクトリーダーの中村誠一教授が「ティカル国立公園文化遺産保存研究センター建設計画」JICA 技術参与として参画し、2012 年にティカル文化遺産保存・調査研究センターが開所。研究センターの附属施設内に金沢大学現地活動拠点を設置した。この間、

双方の間でグアテマラ文化大臣、金沢大学学長の相互訪問という高レベルに至る人的交流が続いている。2013～2015年にはJICAの課題別研修「地域資源としてのマヤ文明遺跡の保存と活用」を実施、2014～2016年にはJICA草の根技術協力プロジェクト「世界複合遺産「ティカル国立公園」の保存と活用を通じた住民の生活向上支援プロジェクト」を実施した。

2) 他援助機関等の援助活動

(9) 環境社会配慮等

1) 環境社会・脆弱な人々等に対する配慮・工夫

2) ジェンダー

① カテゴリー分類

② カテゴリー分類の根拠

③ 環境許認可

④ 汚染対策

⑤ 自然環境面

⑥ 社会環境面

⑦ その他・モニタリング

2) 横断的事項

3) ジェンダー分類

<活動内容/分類理由>

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：世界複合遺産「ティカル国立公園」への観光回廊コミュニティの住民が、世界遺産についての意識を改革し、その活用により経済状況や生活環境が向上することによって、ティカル国立公園の文化資源と自然資源が持続可能な形で保護・活用される。

(2) プロジェクト目標：ティカル国立公園の近隣住民が世界遺産を活用した生活向上や生物文化多様性に配慮した環境維持のための活動を行うと同時に、連携する諸機関と協力しながらその活動を自主的に継続してゆける体制を形成する。

(3) 成果

1. 各種研修を通してコミュニティ住民の人材育成を行い、住民グループを率いる人材が養成される。

2. 連携機関とのワーキンググループ形成とジェンダーに配慮した経済活動グループの組織化が促進される。

3. 文化遺産・自然遺産への知識が習得され、文化遺産・生態系保全活動が実施される。

(4) 活動

1-1. 組織を担い活動を継続発展させる人材を選定する。

1-2. 本邦研修を実施する（金沢・能登・五箇山を中心として実施）。

1-3. 第三国研修を実施する（ホンジュラス、エルサルバドルで実施）。

1-4. 経済活動と結びつく技能習得研修を実施する（観光客向け販売製品製作、文化遺産ガイド、自然ガイド等）。

1-5. 国内 NGO やグアテマラでも活動する日本の NGO と連携した特産品の創生支援を行う（特産品創生の研修、ワークショップ等）。

2-1. 連携機関との間でワーキンググループを形成する。

2-2. グアテマラ連携機関との連携ネットワーク構築支援を行う（活動終了後の技能研修の継続を目標）。

2-3. 観光をターゲットとするマーケティング支援を行う。

（マーケティング研修）

2-4. リーダーによる住民の経済活動グループの組織化支援を行う（既存経済活動グループの活動支援、研修サポート）。

3-1. 世界遺産保護に結び付く児童・生徒の野外体験教育研修を実施する。

3-2. 自然資源研修：生態系保全活動（植林・植樹、森林火災防止の啓発活動等）を実施する。

3-3. 文化資源研修：ティカル遺跡発掘修復技能研修（遺跡修復、遺物整理、保存修復研修、考古学理解促進）を実施する。

(5) 地域活性化に資する取り組み（日本の地域に還元する活動）

特になし

5. 外部条件

プロジェクトの活動に支障を与えるような自然災害や感染症の流行、人為的な危機管理的事象が発生しないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用（先行案件含む）

特になし

7. 今後のモニタリング・評価計画

(1) 今後のモニタリング・評価スケジュール

事業終了前 1 か月程度：終了時評価

8. 備考

特になし

以上